

4 活動体制関係

資料 1 2 大町市防災会議条例

昭和 3 9 年 3 月 3 1 日
条 例 第 1 5 号

改正 平成 7 年 9 月 2 9 日 条例第 3 3 号
平成 1 2 年 3 月 2 9 日 条例第 3 7 号
平成 1 7 年 1 2 月 6 日 条例第 7 8 号
平成 2 8 年 3 月 2 8 日 条例第 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、大町市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大町市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 大町市水防計画その他水防に関し、重要事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前 3 号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、3 7 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市の職員から市長が委嘱する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者の中から、市長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、その専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大町市水防協議会条例（昭和 36 年条例第 16 号）は、廃止する。

附 則（平成 7 年 9 月 2 9 日条例第 3 3 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 6 項の規定にかかわらず平成 8 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 9 日条例第 3 7 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年12月6日条例第78号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月28日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までに委嘱される大町市防災会議の委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

（大町市水防協議会条例の廃止）

3 大町市水防協議会条例（昭和56年条例第16号）は、廃止する。

資料 1 3 大町市防災会議委員構成表

(任期：平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで)

	委員の職名等	住 所	連絡先
会 長	市 長	大町市大町3887	22-0420
指定地方行政機関 の職員	国土交通省松本砂防事務所 高瀬川出張所長	大町市大町5032	22-0650
	国土交通省大町ダム管理所長	大町市平2112-71	22-4511
知事部局の職員	犀川砂防事務所長	安曇野市明科中川手4235	(0263)62-3257
	土尻川砂防事務所長	長野市七二会己973-1	(026)229-2511
	北安曇地方事務所長	大町市大町1058-2	22-5111
	大町建設事務所長		
	大町保健福祉事務所長	大町市大町2895	22-0110
大町警察署長			
大町市の職員	副市長	大町市大町3887	22-0420
	総務部長		
	民生部長		
	産業観光部長		
	建設水道部長		
	大町病院事務長		
	八坂支所長		
	美麻支所長		
教育長	大町市教育長		
消防団長	大町市消防団長		
指定公共機関	JR東日本旅客鉄道(株)信濃大町駅長	大町市大町3200	22-0113
	(株)関電アメニックス 北アルプス交通事業部長	大町市平180-8	22-0799
	中部電力(株) 大町サービスステーション所長	大町市大町3214-1	(0120)984-531
	東日本電信電話(株)長野支店設備部 災害対策室長	長野市新田町1137-5	(026)225-4389
	大町市有線放送電話農業協同組合長	大町市大町3815	22-1297
	(株)大町ガス社長	大町市大町4729	22-3111
市長が特に任命す る者	山岳博物館地質専門員	大町市大町8056-1	22-0211
	大町郵便局長	大町市大町3209	22-1896
	東京電力(株) 松本電力所高瀬川総合制御所長	大町市平1904-5	22-1260
	昭和電工(株)大町事業所長	大町市大町6850	22-0401
	大町市土地改良区理事長	大町市大町3887	22-0420
	高瀬川右岸土地改良区理事長	大町市常盤3629-14	22-0520
	北アルプス広域大町消防署長	大町市大町4724-1	22-0119
	大町市赤十字奉仕団委員長	大町市大町3887	22-0420
	大町市自主防災会長		
	大町市観光協会事務局長	大町市大町3200	22-5090
	大町市女性団体連絡協議会長	大町市大町3887	22-0420

資料 1 4 大町市災害対策本部条例

昭和 3 9 年 3 月 3 1 日
条 例 第 1 6 号

改正 平成 8 年 3 月 2 9 日 条例第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 3 条の 2 第 8 項の規定により、大町市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(組織)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部長は、本部長が指名する。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

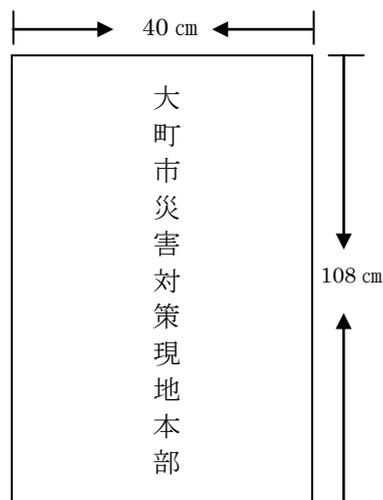
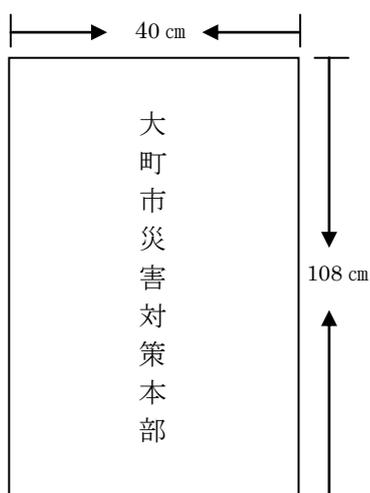
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 9 日条例第 1 5 号）

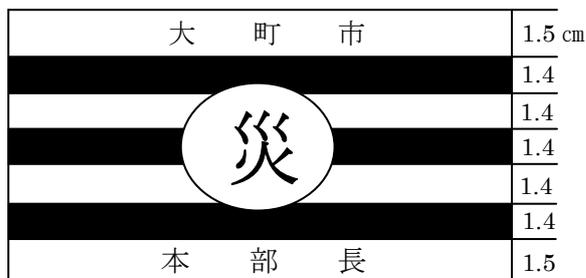
この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 4 - 1 標識等

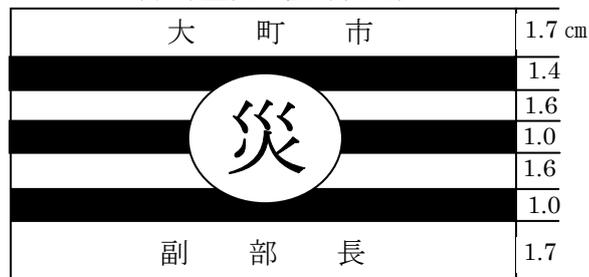
(1) 大町市災害対策本部、現地本部標識



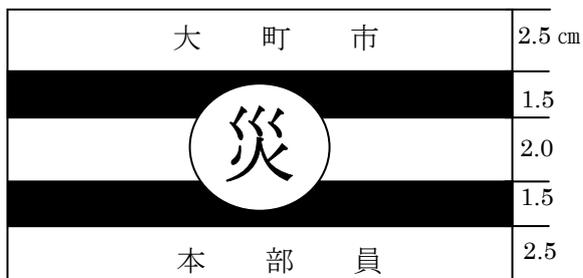
(2) 大町市災害対策本部職員腕章
(本 部 長 用)



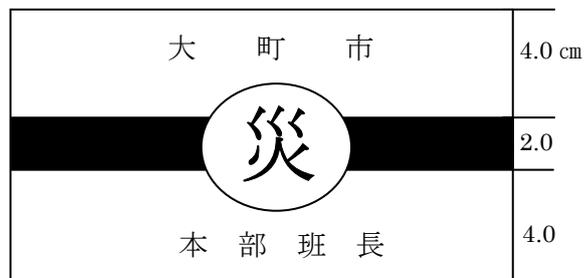
(本部室長・副部長用)



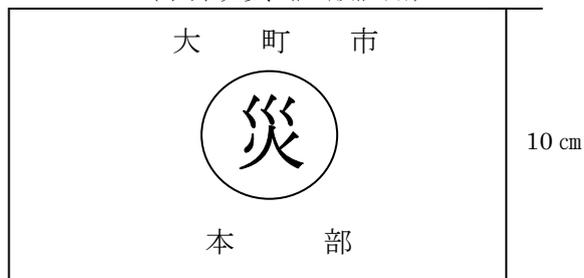
(本 部 員 用)



(本部班長用)

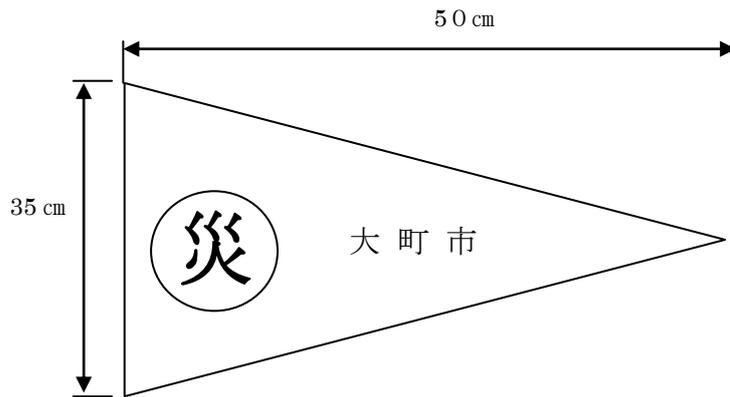


(本部班員《一般》用)



- 〔備考〕 1 腕章の大きさは38 cm×10 cmとする。ビニールをかけ堅牢仕上げとする。
2 文字及び円の記号の色彩は黒色、横線の色彩は赤色、地の色彩は白色、中の(災)の円の直径4.2 cmとする。

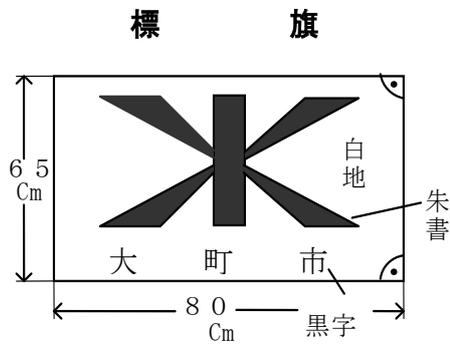
(3) 大町市災害対策本部車両標識



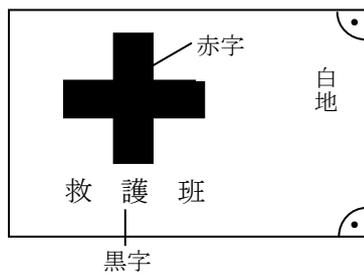
[備考]

Ⓢの色彩は赤色、その他の文字は黒色、地の色彩は黄色とする。

(4) 水防優先通行車標識



(5) 救護班標識



[備考]

- 1 大きさは適宜
- 2 腕章もこれに準ずる

資料 1 5 大町市議会災害対策支援本部行動指針

趣旨

この指針は、大町市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合において、大町市議会（以下「議会」という。）は市対策本部を支援するとともに、議会として迅速かつ適切な対応を図るため必要な事項を定めるものとする。

設置

1 設置基準

大町市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたとき、これを支援するため、大町市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置する。

参考

大町市災害対策本部設置基準

【市長は、**非常体制**、**緊急体制**をとるべき状況において必要と認めたときは、市災害対策本部を設置する。】大町市地域防災計画より抜粋

非常体制	○次のいずれかの状況下で 市長が必要と認めた場合 <ul style="list-style-type: none">・暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪警報発表時・災害が発生した場合・激甚な災害が発生する恐れがある場合 ◎市内に 震度 5 弱及び 5 強の地震 が発生した場合
緊急体制	○大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害の発生する恐れのある場合等で 市長が必要と認めた場合 ◎市内に 震度 6 弱及び 6 強以上の地震 が発生した場合

組織・体制

1 設置場所

本部の設置場所は原則として議会事務局内とする。

2 情報の伝達

- (1) 市対策本部が設置された場合、議会事務局長はその旨を議長に伝達し、議長からの指示を受け、必要な行動をとる。
- (2) 本部が設置された場合、議会事務局職員はその旨を直ちに議員へ連絡する。

3 本部の構成

- (1) 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。
- (2) 本部長は議長をもって充て、会務を総理する。
- (3) 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故等あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職を代理する。
- (4) 本部員は、本部長、副本部長を除く全ての議員をもって充てる。
- (5) 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、総務文教委員長がその職を代理する。

4 本部会議

- (1) 本部の基本方針、市対策本部への要請事項等を協議し決定するため、本部長は必要に応じて、本部会議を招集する。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長が議長を務める。

5 市対策本部に対する要請

- (1) 市対策本部に対する要請は、本部長が行うものとする。
- (2) 市対策本部に対する要請事項の内容等については、本部会議で協議し決定する。ただし、緊急を要する場合は、本部長及び副本部長の協議により決定する。

参集

1 参集基準

- (1) 本部員は、本部の設置を知ったとき、又は設置される旨の連絡を受けたときは、直ちに本部へ参集するものとする。
- (2) 本部員は、災害の状況や各関係機関からの情報等により、市対策本部が設置されると判断した場合、自主的に判断し、速やかに本部へ参集するものとする。
- (3) 本部員が、道路、鉄道の寸断等により本部に参集できない場合は、最寄りの支所、公民館等に参集し、自身の安否を本部に連絡し本部長の指示を受ける。

2 参集時の服装・持ち物

参集時は、安全に活動ができる服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、その他各自必要なものを携行する。

3 参集時の注意点

参集時は各自可能な交通手段で参集するものとし、参集途中においては、可能な限り、被害状況その他必要な情報の把握に努めるものとする。

また、参集途中において、緊急救助活動等を要する災害現場に遭遇したときは、人命救助等適切な措置をとる。

支援活動

1 本部長の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 市対策本部からの情報を収集し本部員へ提供すること。
- (2) 本部員からの情報を把握し、市対策本部へ提供すること。
- (3) 本部会議での決定事項について市対策本部へ要請すること。
- (4) その他必要と認めること。

2 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 参集していない本部員の安否等の確認に関すること。
- (2) 被害状況の把握、整理に関すること。
- (3) 被災地、避難所等の調査に関すること。
- (4) 必要に応じた国、県等への要請に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

議会事務局

1 議会事務局長は本部と市対策本部の事務を兼務し、本部及び市対策本部相互の連絡調整を行う。

2 議会事務局職員は、本部の事務に従事するものとする。

その他

この指針に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

検証・見直し

市議会は、本指針の内容及び有効性を常に検証し、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。